



三ツ星ベルトグループ 人権方針

三ツ星ベルトグループは、基本理念「人を想い 地球を想う」に則り、ステークホルダーと連携して人権を尊重する活動に取り組みます。この活動の中で国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に示された、人権を尊重する企業の責任を確実に果たしてまいります。

■ 適用範囲

本方針は、三ツ星ベルトグループの全ての役員と従業員に適用するとともに、取引先にも本方針を支持し人権の尊重に取り組んでいただくよう働きかけてまいります。

■ コンプライアンス

様々な国や地域で実施される三ツ星ベルトグループの事業活動はそれぞれの法規制を遵守し実行します。人権の尊重に係る取り組みにおいて、法規制が国連の「国際人権章典」、および国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に適合しない場合、これら二つの国際的原則を許される範囲で最大限優先させてまいります。

■ 人権デューデリジェンスの実行

本方針の実行において、定期的に人権デューデリジェンスを行い、リスク(人権への負の影響)の洗い出し、実行課題の抽出、実行計画の策定、実行内容の監視・評価、評価結果の展開を実施し、継続的に取り組み内容を改善してまいります。

■ 実行体制

人権の尊重に係る取り組みの目標が、確実、且つ迅速に達成できるように、役員が実行責任者を務める組織を編成し、人権デューデリジェンスを実行、実行内容のトップマネジメントへの報告を行います。また、ステークホルダーに向けた適切な情報開示を行うとともに、対話・協議も積極的に行ってまいります。取引先を含め三ツ星ベルトグループの事業活動において、人権を侵害する事案が発生した場合、直ちに国際基準に準じた救済を行います。

■ 教育

本方針は三ツ星ベルトグループの役員、従業員をはじめ、ステークホルダーにも通知され、容易に確認できる形で開示されます。また、周知を進め、理解を深めるために適切な教育を実施してまいります。

2023年1月1日
三ツ星ベルト株式会社